



生協労連パート部会ニュース

2011年春闘速報 NO. 7

2011年4月7日発行

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9

tel03-3408-0067 fax03-3408-8955

<http://cwu.jp/>



一般、定時のベースアップの再考を求める！ 夏季一時金は、10年度決算確定後に再交渉！

かごしま

3月28日に2011春闘の第2回団体交渉があり、45名のなかまが集いました。5名の参加者から、ベースアップの有額回答や一時金の上積み、始良商品センターの投下時間の問題や店舗の施設や設備の改善などの問題についての発言がありました。震災支援の取り組みについては、始良商品センターでは10万円を超える募金が集まったこと、生協の募金の取り組みを待っていたかのように組合員の皆さんが次々と募金をされていること。また、全国生協の取り組みもあわせて、まさに生協らしい、生協にしかできない取り組みが行なわれ、つながりや絆を多くのなかまが実感していること。生協職員であることに誇りを感じている。全国の取り組みもわけてすべての職員がこのことで11年度方針にある「生協らしく」を実感できるよう共有化を図ってほしいなどの発言がありました。

4月4日に36名の参加で行いました。次回は、5月9日です。(かごしまニュースより抜粋)

あいち

- 再雇用者の処遇改善 上半期から協議し、下半期から改善へ

おおさかパル

- 再雇用者に、夏季一時金一律3000円の再回答を引き出す

いしかわ

- 年度末一時金獲得、キャリア・メイト・定時3000円、正規10000円



東日本大震災 一厚労省、パートの雇用を守るよう使用者団体へ要請一

厚生労働省は3月30日、事業主が東北地方太平洋沖地震により被害を受けた有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、細川律夫厚生労働相名で使用者団体（日本経団連・日本商工会議所・全国中要企業団体中央会）に要請した。具体的には、（1）有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をしていただくこと （2）やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなどして、休業についての手当の支払いに努めていただくこと

「パート法改正を求める」署名 36単組19152筆